資料-１<関連資料>

令和３年６月吉日

関係　各位

公益社団法人大阪府栄養士会
会長　藤原　政嘉

（公社）大阪府栄養士会栄養ケア・ステーションについて（ご協力のお願い）

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は本会の事業にご理解、ご支援を賜り心より厚くお礼申しあげます。

さて、令和２年の診療報酬改定、令和３年の介護報酬改定で、有床診療所・診療所における栄養食事指導および介護保険サービス事業所の各種栄養管理を栄養ケア・ステーション登録管理栄養士が実施すれば、所定の報酬を算定できるようになりました。

私たち管理栄養士・栄養士は、栄養学と言う科学を基盤にし、人々の栄養状態を改善して、健康で幸福になっていただくことを職業的使命にしています。

栄養ケア・ステーションは公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する、地域密着型の栄養ケアを提供する拠点で、登録商標とされています。

公益社団法人大阪府栄養士会におきましても、別紙「栄養ケア・ステーションのご案内」のとおり有床診療所・診療所様、介護保険サービス事業所様と業務委託契約を交わすことにより前述の栄養ケアを提供することが可能となります.

また、栄養ケア・ステーションでは、上記業務以外に「ご案内」の裏面に記載しておりますとおり各種の栄養・食生活に関する指導・相談など昨今の多様なる食生活による食事過剰摂取をはじめ、偏った食事による生活習慣病や、慢性期疾患など多様な食事療法など府民の皆様へ支援しております。

つきましては、介護保険サービス事業所、医療施設等に従事されている関係者の皆様方に「栄養ケア・ステーション」を周知していただくと共に本会の趣旨をご理解いただき、運営にご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

問い合わせ　：公益社団法人　大阪府栄養士会栄養ケア・ステーション
住所　〒560 - 0008
大阪市中央区大手前１－６－８光養ビル８階
電話　０６（６９４２）２４９９
FAX　０６（６９４３）７６７０

公益社団法人大阪府栄養士会栄養ケア・ステーション運営規定

公益社団法人大阪府栄養士会

（目的）

第１条　本会は、公益法人として府民の健康保持増進、生活習慣病予防、介護予防、及び会員の活動を支援するため、本会に大阪府栄養士会栄養ケア・ステーション（以下、「本会栄養ケア・ステーション」という）を設置する。

（事業）

第２条　本会栄養ケア・ステーション事業は、以下に掲げるものとする。

（１）　自主事業（「栄養相談」を受ける本人や団体から、業務を請ける形態）

（２）　受託事業

①　医療機関、介護サービス機関、その他第三者から「栄養・食事管理」に関する業務を請ける形態

ア、医療機関・・医療保険に関する「個人栄養食事指導」「在宅患者訪問栄養食事指導」

イ、介護サービス機関・・介護保険に関する「栄養・食事管理」「居宅療養管理指導」

ウ、保健事業者・・特定保健指導

②　講師紹介

栄養教室、料理教室、栄養・食生活に関するセミナー・研修会、スポーツ栄養に関する相談・指導　など

③　献立作成、栄養価計算、食品・栄養成分表示等の相談・指導

（３）　人材育成事業（栄養ケア・センター事業）

本会栄養ケア・ステーションは人材育成研修等を実施し、本会栄養ケア・ステーションに登録している管理栄養士のスキルアップを図る。

（４）　その他

食生活に関する質問等への対応

（運営）

第３条　本会栄養ケア・ステーションには、コーディネーター（管理栄養士）を置く。

コーディネーターは、栄養ケア・ステーション事業の円滑な運営に務める。

（登録管理栄養士）

第４条　本会栄養ケア・ステーションへの登録は、下記を満たすこと。

（１）　本会会員であり、管理栄養士の免許を有すること

（２）　新規登録する者は本会が指定する研修会等を受講すること

（３）　登録の更新は５年毎とする。更新する者は更新研修を受講するものとする。

（４）　本会栄養ケア・ステーションに登録されている管理栄養士は、本事業の目的を遵守し、社会保障制度等を損なうことのないように努めなければならない。また、個人情報の取り扱いに関しては、別に定める公益社団法人大阪府栄養士会特定個人情報取扱規定を遵守すること。

（報酬）

第５条　本会の栄養ケア・ステーション登録管理栄養士が、第２条の事業を遂行する場合は、本会栄養ケア・ステーションと登録管理栄養士間で報酬金額覚書を交わし、報酬を受け取るものとする。

登録管理栄養士への報酬額は別に定め、理事会に諮るものとする。

（研修）

第６条　本会栄養ケア・ステーションに登録される管理栄養士は、資質向上を図るため第４条（２）（３）に記載されている研修会の受講や各種の関連講習会や学会等に積極的に参加し自己研鑽に努める。

（報告）

第７条　担当管理栄養士は事業終了後、概ね１週間以内に所定の様式にて報告する。

担当管理栄養士への報酬は報告書の提出をもって支払うものとする。

（改廃）

第８条　本規則は理事会の決議をもって改廃する。

（附則）

本規定は令和３年６月 17 日より施行する。

公益社団法人大阪府栄養士会栄養ケア・ステーション運営規定細則

１．受託契約書様式（例）
　　別紙１
２．雇用契約書様式（例）
　　別紙２
３．事業報告書様式（例）
　　別紙３
４．受託契約金額覚書様式（例）
　　別紙４
５．報酬金額覚書様式（例）
　　別紙５
６．管理栄養士の本会栄養ケア・ステーション登録に要する経費
　　無料
７．栄養ケア・センター事業
　栄養ケア・ステーションの運営を円滑にするため以下の事業を行う。
　１）栄養ケア・ステーションの経営管理
　２）人材育成事業
　３）雇用支援事業
　４）登録管理栄養士の管理
　５）認定栄養ケア・ステーションの管理
　６）登録栄養ケアチームの管理
　７）その他事業

８．運営規定第４条（２）（３）による研修会
　本会が主催するⅠの基礎研修（毎年度に受講）
　　Ⅱの更新研修（５年間一度受講、新規登録者は新規登録時に受講）
　Ⅰ、基礎研修
　　１）生涯教育　２教科（２単位）・・指定した教科（健康に関する教科）
　　２）指定研修　２教科（２単位）・・各年度、別途指定する
　Ⅱ、更新研修（新規登録者も含む）
　　１）座学　　６０分
　　２）実習・演習　　１８０分
　　①アセスメント票、報告書等の書き方　　９０分
　　②献立作成、調理、食品加工実習など　　９０分

９．この運営規定細則は理事会の決議をもって改廃する

10. この運営規定細則は令和３年６月 17 日より施行する